

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名 県民協働による未利用材の搬出促進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 資源活用係 電話番号：058-272-1111 (内 3014)

E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,000 千円 (前年度予算額：7,300 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	7,300	0	0	0	0	0	7,300	0	0
要求額	8,000	0	0	0	0	0	8,000	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成23年12月に「清流の国ぎふ森林環境税条例」が制定され、平成24年度から清流の国ぎふ森林・環境税により、環境保全林や里山林の整備、公共施設等における県産材の利用促進、地域が主体となった環境保全活動の推進など、各種事業に取り組んでいる。

こうした中、令和3年7月に開催された第三者機関「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」において、平成29年度から令和3年度の第2期の当事業は、「効果的に実施・執行されている。引き続き着実な事業の推進を望む。」との評価を受けている。

(2) 事業内容

林地残材の有効活用のため、市町村、地域住民及び森林所有者等が取り組む未利用材の搬出活動及び搬出機械、伐採保護衣等の導入、各団体主催の研修会に要する費用の一部を助成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

【補 助 率】

未利用材搬出：市町村が助成する額の 1/2 以内の額（上限 1,500 円/t）
 搬出機械導入：市町村が助成する額の 1/2 以内の額（上限 750 千円/事業）
 伐保護衣等導入：市町村が助成する額の 1/2 以内の額（上限 13 千円/着（保護衣）
 （上限 6 千円/個（保護帽））
 研修会費用：市町村が助成する額の 1/2 以内の額（上限 30 千円/回）

（４）類似事業の有無
 なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	6,750	搬出量(t)×市町村助成額の 1/2 以内の額(上限 1,500 円/t)
	250	搬出機械(台)×市町村助成額の 1/2 以内の額(上限 750 千円/台)
	190	伐採保護衣(着)×市町村助成額の 1/2 以内の額(上限 13 千円/着)
		保護帽(個)×市町村助成額の 1/2 以内の額(上限 6 千円/個)
	810	研修会(回)×市町村助成額の 1/2 以内の額(上限 30 千円/回)
合計	8,000	

決定額の考え方

4 参考事項

（１）各種計画での位置づけ

第４期岐阜県森林づくり基本計画（令和４～８年度）
 （Ｃ材、Ｄ材の搬出促進）

地域が一体となった木質バイオマスエネルギーの利活用を進めるため、県民協働により未利用材の搬出を行う地域団体を支援します。

（２）後年度の財政負担

財源は清流の国ぎふ森林・環境基金であり、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の第三期計画期間である令和８年度まで実施する。

（３）事業主体及びその妥当性

事業主体：地域住民が取り組む未利用材搬出組織

地域住民が一体となって取り組む事業であり、それぞれの地域にあった取り組みができるため。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	県民協働による未利用材の搬出促進事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村、地域住民が取り組む未利用材搬出組織 （理由） 地域住民が一体となって取り組む事業であり、それぞれの地域にあった取り組みができるため。
補助事業の概要	（目的） 森林に放置された未利用間伐材等の未利用木材を木質バイオマスエネルギー資源として利用促進を図り、自然エネルギーによる環境にやさしい低炭素循環型社会を構築。 （内容） 本事業は、市町村、地域住民等が一体となり間伐施業に伴い生じる木材等未利用材の搬出促進を図るとともに、豪雨時における流木災害の防止に資する。
補助率・補助単価等	定額・ 定率 ・その他 （内容） ・未利用材搬出 市町村助成額の 1/2 以内（上限 1,500 円/t） （理由） 当事業では、地域で組織する協議会などの間接補助事業者が、森林所有者等が搬出した C・D 材等を 5,000～6,000 円/t 程度で購入し、バイオマス事業者やチップ事業者に 3,000 円/t 程度で販売するケースが多い。購入価格と販売価格の差、及び諸経費分の 3,000 円/t を県と市町村で補てんするものである。 ----- （内容） ・搬出機械導入 市町村助成額の 1/2 以内（上限 750 千円/事業） ※ただし、購入とレンタル料を比較し安価な方に助成する。 （理由） 当事業は、各地域で積極的に搬出活動が行われているが人力が中心であり、高齢化により安全性や効率性に課題があるため、搬出機械の導入に対して補助するものである。 ----- （内容） ・伐採保護衣等導入

	<p>市町村助成額の 1/2 以内（上限 13 千円/着（保護衣）、上限 6 千円/個（保護帽））</p> <p>（理由）</p> <p>当事業では未利用材の枝払いや玉切りを必要とするケースがある一方、労働安全衛生規則（厚生労働省令）の改正（R1.8）に伴い下肢の切創防止用保護衣の着用が義務化したため、搬出活動の幅を広げるとともに安全確保のため、保護衣や保護帽の導入に対して補助するものである。</p> <p>-----</p> <p>（内容）</p> <p>・研修会費用</p> <p>市町村助成額の 1/2 以内（上限 30 千円/回）</p> <p>（理由）</p> <p>各団体が主催する、安全意識の醸成と安全な伐木技術向上を目的に行う団体主催の研修会費用（講師料等）の一部に対して補助するものである。</p>
補助効果	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスのエネルギーの利用促進による低炭素社会の構築。 ・県内産の間伐材等未利用木材の利用による地域経済への波及。
終期の設定	<p>終期 令和 8 年度</p> <p>（理由）清流の国ぎふ森林・環境基金事業の第三期計画期間の終期が令和 8 年度のため。</p>

（事業目標）

<ul style="list-style-type: none"> ・未利用材搬出量の増加（R4～R8年度に未利用材搬出量22,500t/5年）。 ・間伐材等未利用材（県産材）の利用促進、地域が主体となった環境保全活動の推進による地域の活性化。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R1)	R2 年度 実績	R3 年度 目標	R4 年度 目標	終期目標	
					(R8)	達成率
① 未利用材の搬出量 (t)	4,266t	4,300t	4,400t	4,500t	4,500t	96%

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
補助金交付実績	6,021 千円	6,320 千円	6,371 千円

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	10市町の28地域における取組みにより、これまで森林に放置され、利用されていなかった未利用材がバイオマスエネルギー資源として活用された。 指標① 目標：4,200t 実績：4,300t 達成率：102%
令和3年度	令和5年度当初予算にて追加 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	地球温暖化防止対策や東日本大震災の教訓から、再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーに対して期待が高まっており、事業の必要性は高い。
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50~100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）</p>	
(評価) 2	昨年度より3団体多い28団体が事業に取り組み、7月豪雨の影響で搬出量が減少した地域団体があったが、秋季以降、他団体で意欲的に搬出が行われた結果、搬出実績は4,300tとなり、目標に対して102%となった。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	搬出した未利用材×市町村助成額の1/2以内の額（上限1,500円/t）とすることで、市町村行政と地域住民が一体となった事業となり、森林の整備に加え、地域の活性化を図っている。

(今後の課題)

再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーへの期待が高まっている中で、当事業は、地域住民が主体となって行う地道な間伐材等未利用材搬出の取組を支援するものである。
--

(次年度の方向性)

木質バイオマスの利用は、環境への貢献のならず、地域経済への波及効果もあり、地域振興にも大きく貢献している。

この事業を利用して、未利用材の搬出量は増加しており、今後も引き続き、再生可能なエネルギーである木質バイオマスの利用促進を図るため、事業を継続していく必要がある。